

内閣総理大臣 田中角栄 殿

日本学術会議会長 越智勇一

写送付先：科学技術庁長官，大蔵大臣，文部大臣，原子力  
委員会委員長，国立大学協会長，公立大学協会  
長，私立大学懇話会長，日本私立大学協会長，  
日本私立大学連盟会長

私立大学教育・研究用原子炉の共同利用促進のための助成措置について（勧告）

標記のことについて、本会議第64回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

## 記

我が国における原子力の研究は、その発足の当初から、ややもすると開発面に重点がおかれ、大学等における基礎研究の充実についてはなお遺憾な点が少なくない。その観点から我々は、大学における原子力の研究について総合的に長期的な研究将来計画を立案し、その概要については既に第58回総会の議決を得て勧告を行ってきた。

一方既設の原子炉を大学関係者が共同で利用する諸研究の要求はいよいよ広範になり、極めて強い研究者の要求があるにもかかわらずその利用には種々困難があり、その要求を満たすには程遠くその根本的な解決が強く望まれている。

ここに問題とする私大原子炉は、その発足の経過から、担当研究者等の努力の下に種々の困難を克服しつつ多年にわたって原子力の教育・研究の面で種々貢献してきた。これら私大の教育・研究用原子炉を国全体としていかに活用するか、という根本問題についても我々は現在検討を進めつつあるが、差し当たり緊急な措置として次の二点について勧告する。

- (1) 政府は、私立大学原子炉の教育・研究における活用を促進し、全国研究者が共同利用できるよう、予算上の措置を講ずること。その際要すれば、適当な国立大学を通じて予算措置を行い、制度的にも円滑な運営を可能ならしめるよう配慮すること。
- (2) 私大教育・研究用原子炉の運営、特に安全管理等について、全国共同利用の実をあげるために、政府としても責任をもって財政援助を行うこと。

文部大臣 奥野誠亮 殿

日本学術会議会長 越智勇一

写送付先：自治大臣，国立大学協会長，公立大学協会長，  
私立大学懇話会長，日本私立大学協会長，日本  
私立大学連盟会長，国・公・私立各大学長

博士課程大学院の改革について（要望）

標記のことについて、本会議第64回総会の議に基づき、下記のとおり要望します。

## 記

我が国の科学の発達のために、国公立を問わず大学の果たす役割りの重要性について改めて論ずる要はなく、更に将来の我が国の科学を背負うべき新進の研究者を養成する大学院の重要性についても多言を要さない。戦後4半世紀を経た今日、大学院そのものの改革を必要とするに至り、文部省も大学設置審議会に諮問して「大学院および学位制度の改善」について近々成案を得るはこびになっていると聞く。この問題は、一方において可及的速やかな改善を迫られている反面、我が国の永年の歴史的な経緯よりして、その改革には極めて慎重な考慮が望まれる。

日本学術会議においても、その創立の当初から大学院問題について深い関心を払い、しばしば意見を開陳してきた。上記大学設置審議会基準分科会の「中間報告」についても十分に検討を行い、差し当たっての意見も既に申入れてある。(別添資料)他方各大学においても、近年これらの問題解決のため真剣な努力が払われており、今後の大学院のあり方については博士、修士両課程のいずれについても貴重な経験が集積されつつある。将来これらの経験を基盤として、当然修士課程をも含めて一層の充実がはからねばならないが、いま、ここではとりあえず博士課程大学院教育に関して次の点が重要であると考えらる。

- ① 大学別の講座、学科の内容や条件の違い、及びそれぞれの大学の設置経過の差異にかかわらず、現に大学教員が保持している博士課程の研究教育に参画しうる潜在的可能性を顕在化し、我が国の研究者の層を厚くすることに寄与させる。
- ② 学問研究の細分化、大学院課程の多様化に対応し、学際的研究の実施や境界領域の研究条件を確保する。

以上の観点に立って、我々は大学院教育の更に高い理想の確立のために検討を続けていくが、差し当たり政府が次の各項について積極的な施策をとることを強く要望する。

- (1) 大学院の組織化については、画一かつ形式的な総まとめは避けるべきであって、各大学が自主的にその形態を選択しうるようにすること。
- (2) 大学の教員はその在籍する大学のいかににかかわらず、原則的に博士課程大学院における教育・研究に参画しうるようにすること。  
なお、その他の研究機関の研究者も博士課程大学院教育に参画しうる方途を検討すること。
- (3) 各大学の自主性を尊重しつつ、地域、専門等の条件において可能ないくつかの大学が、相互に連合して、博士課程大学院教育を行いうるようにすること。
- (4) 大学付置共同利用研究所等を基礎としても、その特殊性を考慮しつつ博士課程大学院教育を行いうるようにすること。
- (5) これらの改革に必要な施設、人員、研究条件などの整備について、国立大学にあっては具体的な予算措置などを、同様に公・私立大学にあっては十分なる国庫助成を構ずるよう配慮すること。

(別添資料)

⑤

総学庶第1071号

昭和48年6月30日

大学設置審議会大学基準分科会長 殿

日本学術会議会長

越智 勇一

「大学院および学位制度の改善について(中間報告)」に対する意見の送付について  
昭和48年4月24日付け文大大第263号をもって送付のありました標記中間報告に関し、本  
会議第423回運営審議会の議に基づき、別紙のとおり意見を送付いたします。

(別紙)

1. 大学院の目的・性格を基本的に変更し、修士、博士両課程の並列方式に重点を置くやに読みとられることについて

大学院の使命は、学校教育法第65条によって「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて文化の発展に寄与する」ことにあります。大学院は本来上記の目的にそって、希望者の素質や能力に応じて、研究者高度の技術者等を養成し、学問水準の向上、維持に貢献すべきものと考えます。したがって、修士、博士両課程の間には、程度の差はあれ、性格的には明確な区別はなく、修士課程に入学した者も、その希望と素質とによって、自由に博士課程に進みうることが建て前とされています。ただ現実の問題として、修士課程を置く大学が、必ずしも博士課程を置くとは限りませんが、これらの設置が、いわゆる積上げ方式を慣行としているため資質を備えた希望者が、博士課程に進むことは可能なシステムとなっています。

今回の中間報告では、大学院の目的・性格を始めから博士課程は研究者養成を主眼とし、修士課程は研究能力の涵養だけでなく、高度の専門職業教育、社会人に対する高度の教育など、多様性をもたせるものとして、両者を明確に区別しています。

しかし、これまでに多くの国立新制大学が博士課程の設置申請を行ってきたにもかかわらず、医学系以外は認められていない事実や、教員定員や予算規模などについても、新・旧制国立大学間に明らかな区別が現存する事情などを考え合わせますと、大学による両課程の選択には自から限界があるため、結果的には大学間の格差拡大を強化するのみならず、その性格の固定化までもたらす恐れがあります。そのみでなく特定大学への入学志望者の集中をもたらし、入学試験制度のもつ弊害を増大する恐れも大きいと考えます。また、修士課程の多様化についても、上記のように修士課程大学を博士課程大学の下位に置き、更に修士課程大学の種別化につながる恐れがあります。そして並列方式によって種別化を生じた状態で、「修士課程終了者を、博士課程後期部分へ編入させる」ことは、定員の枠などによって技術的に困難であるばかりでなく、中間報告の趣旨と矛盾することにもなります。

学問研究の細分化に伴い、大学院課程の多様化が必要であるという意見もありますが、上述のような格差を固定し種別化を生じた状態では、細分化した学問については高度な研究成果を期待することは困難であって、研究能力の涵養に力点を置いた大学の自主的運用こそ必要と考えます。

以上の理由から、従来どおりのいわゆる「積上げ方式」を原則としたうえで、「博士課程一貫方式」をも、加えることを検討すべきであると考えます。ただし後者を加える場合、学部卒業段階で博士課程進学の見込みをいかに判定するかが重要問題であり、その方法の確立が前提となります。

なお、博士課程中途退学者に修士学位を与えることは、教育制度としては正しくありません。

## 2. 学位のレベルを下げ、取得を簡易化し、また大学院の修業年限を短縮しうる道を開いていることについて

中間報告では修士課程については授業による指導を重視し、所定の単位(30単位以上)の取得並びに学位論文の審査及び最終試験の合格によって、課程の終了及び学位の認定を行うとしながらも、学位論文を必ずしも必要としないとしています。また、博士課程の前期部分(修士課程相当部分)を、単位制度による授業にあて、後期部分を研究活動にあてて、学位取得の基準を、自主研究のための資質、能力の確保にしています。また学位論文はその全文の印刷にかえて適当な要旨を印刷公表することでこれに代えることができるとも述べられております。

このうち、博士号を3年で取得できることは、学問の種類によっては考慮してもよい問題です。しかし、学問の種類ではなく、修業効果によって博士号を3年でも授与できること、修士に必ずしも論文を必要としないこと。1年制の修士課程を設けることなどを考え合わせると、中間報告の基本となっているものは、学問の発展を指向するのではなく、当面の現実に制度を合わせようとしているようにも見受けられますので再検討を要望いたします。現在、学問が将来発展するための大きなエネルギーが大学院学生の研究内容にあることを特に考慮されるように希望いたします。

## 3. 大学院は必ずしも学部の組織に対応させる必要のないことについて

現在の学部、学科構成についても再検討を求める声があり、また学際的研究や、境界領域の研究の必要度が増していることを考え合わせると、この条項は一応妥当な方向を指示していると思われまます。また、付置研究所を大学院となしうることも考慮してよいと思います。しかし、その具体的な実施に当たっては、教育と研究の機能を統一するという観点から慎重な検討が望まれます。

## 4. 大学院に専任の教員と独自の組織を置くことについて

これは賛成します。だが同時に、施設、財政、事務機構等の条件整備が急務であり、中間報告はこれに重点を置くことが必要であったと思われまます。ただし、これに伴って公・私立大学の大学院に対する国庫助成の正しい方式をも配慮されることが必要だと思われまます。

## 5. 学部をもたない独立の大学院を作りうる道を開いていることについて

中間報告にもある特定の大学に付置されていない大学の共同利用研究所を実質的な母体として、大学教育と結びついた共同の大学院をつくることは検討されてよいと思います。また、複数の大学が修士課程との連絡の道を開いた大学院を設け、その運営を大学連合に委ねるいわゆる連合大学院構想は、大学院としての専任教員は置かず母体となる大学の教員がそれぞれの専門の特色を生かして、大学院を兼任するもので、一大学だけでは期待できない専門分野を補い、大学院の専攻分野を豊富にしうる可能性を含むと同時に、修士課程大学の有能な教員が、博士課程の研究指導にも貢献できる点からも、今後十分検討に値すると思われまます。

しかし、まったく大学教育に無関係な研究機関でも、単独で大学院を置くことは、大学及び大学院の目的自体を変更し、それに伴って高校以下の教育体系全体の変質を求めることになり、弊害も大きく、極めて大きな問題と考えられますので、現時点では賛成いたしかねます。

日本学術会議でも、かねてからいわゆる連合大学院についての小委員会を設け、その具体案について検討を重ねております。したがって、今後も大学院および学位制度の改善に当たっては本会議の意見を十分に徴されることを希望いたします。加えて本問題については広く関係者の意見をも求めて慎重に検討され、省令化を急がれることのないよう要望いたします。

9-32

総学庶第1903号 昭和48年11月15日

内閣総理大臣 田中角栄 殿

日本学術会議会長 越智勇一

写送付先：科学技術庁長官，経済企画庁長官，外務，大蔵  
および文部各大臣，日本学術振興会会長，国際  
交流基金理事長

学術の国際交流を促進するための基盤の整備について（申入れ）

標記のことについて、本会議第64回総会の議に基づき、下記のとおり申入れます。

#### 記

我が国における学術研究の現状と国際間における我が国の立場等を考慮すると、いまや学術の国際交流に対する我が国の先進諸国追従型ともいえる従来の考え方から脱却して、積極的に世界の学術の発展と人類の平和に寄与するという考え方に立つ必要があることは議論の余地のないところであらう。

この認識のもとに我が国の国際交流に対する学術行政の現状をみると、まことに不十分の憾なしとしない。特に、学術の国際交流がそのときどきの国の政策に左右されることなく、長期にわたり一貫した方針のもとに実施されるべきものであることを考えると、我が国の国際交流事業が極めて多元的に行われ全体としての調和を欠くのみならず、その量において著しく不足しており、いまや学術の国際交流の円滑な運営と飛躍的な発展を促進するための何らかの適切な措置をとる必要があることは明白であらう。

その場合、学術の国際交流の促進を使命の一つとし、科学者・研究者の総意と意向を反映しつつ具体的に本事業を進めることに努力するとともに数々の勧告などを行ってきた日本学術会議は、特に次の点に留意すべきことを喚起するものである。

- 1 従来多元的に行われてきた国際学術交流を全体として調和あらしめるように計画・運営すること。
- 2 国際学術交流のための予算の飛躍的増加をはかるとともに、従来の会計法規に束縛されない予算措置、決算措置をとりうるよう関連法規を改定すること。
- 3 国際学術交流の計画・運営に対して科学者・研究者の総意と意向が十分に反映しうる制度的保障を確立すること。